

長崎県物品調達に係る入札参加者指名停止の措置要領

(趣旨)

第1条 この措置要領は、県の発注にかかる物品調達の円滑かつ適正な履行を確保するため、一般競争入札及び指名競争入札の入札参加資格者に関する指名停止の措置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この措置要領において、次の各号に掲げる意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担任者 長崎県財務規則（昭和 39 年規則第 23 号）第 2 条第 6 号に規定する契約担任者をいう。
- (2) 有資格事業者 物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成 17 年長崎県告示第 474 号。以下「物品の製造の請負等の告示」という。）に基づき決定された資格のうち、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに関する資格を有する者をいう。
- (3) 措置要件 別表第 1 及び別表第 2（以下「別表」という。）の左欄に掲げる措置要件をいう。
- (4) 指名停止 別表各号に掲げる措置要件に該当する有資格事業者について、一般競争入札において入札に参加させない措置及び指名競争入札において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 12 第 1 項の指名を行わないことを定める措置をいう。

(措置要件に該当する事実が発生した場合の報告)

第3条 契約担任者は、所管する物品調達において、措置要件のいずれかに該当する事実が発生したときは、速やかに出納局長に報告しなければならない。

2 出納局長は、前項の報告を受けたときは、物品調達競争入札参加資格審査委員会を招集し、報告された事実の発生について内容の確認の審査を行い、その認否を定めるものとする。

3 別表第 1 第 3 号の①から⑥までに列挙する行為があった場合で、かつ、その行為が軽微である又はその理由がやむを得ないと認められるため、措置要件に該当しない場合において、必要があると認めるときは、契約担任者は当該有資格事業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名停止の措置)

第4条 有資格事業者が措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、出納局長は、物品調達競争入札参加資格審査委員会の審査を経て、情状に応じ当該各号に定めるところによ

り期間を定め、当該有資格事業者の指名停止を行うものとする。

- 2 前項の場合において、必要があると認めるときは、当該各号に規定する短期を下限とし長期を上限とする範囲内で、日により期間を定めることができる。
- 3 別表第1第3号①から⑥までに列挙する措置要件のいずれかに該当すると認められる場合で、その内容が軽微又はその理由がやむを得ないと認められるとき又は別表第2第9号に掲げる措置要件に該当すると認められる場合で、その内容が軽微と認められるときは、情状により指名停止の措置を行わないことができる。
- 4 前項の場合において契約担任者は、必要があると認めるときは、当該有資格事業者に対して、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（下請負人に関する指名停止の措置）

第4条の2 物品の製造の請負契約において、前条第1項又は第2項の規定により指名停止を行う場合、当該指名停止について責を負うべき有資格事業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。なお、その責を負うべき内容が、別表第1第3号①から⑥までに列挙する措置要件のいずれかに該当すると認められる場合で、その内容が軽微又はその理由がやむを得ないと認められるとき又は別表第2第9号に掲げる措置要件に該当すると認められる場合で、その内容が軽微と認められるときは、情状により指名停止の措置を行わないことができる。この場合、契約担任者は、必要があると認めるときは、当該下請負人に対して、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（指名停止の期間の特例）

第5条 指名停止を行う場合において、有資格事業者が一の事案について措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとの別表各号の右欄に規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格事業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。
 - (1) 別表各号に掲げる措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止期間中を含む。）に、それぞれ別表各号に掲げる措置要件に該当することとなったとき。
 - (2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第8号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第8号までの措置要件に該当することとなったとき。（前号に掲げる場合を除く。）
- 3 有資格事業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規

定による指名停止期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

- 4 第2項の場合を除き、措置要件に該当する事実が特に悪質と判断される場合には、期間の短期の2倍を下限とし、期間の長期の2倍（最長36月）を上限として、期間の加算ができるものとする。
- 5 有資格事業者が、物品の製造の請負等の告示6の規定に違反した場合において、当該指名停止が別表第2各号に掲げる措置要件に該当するときは、第4条第1項及び第2項並びに前4項の規定による指名停止期間の2倍の期間（最長36月）とする。ただし、やむを得ない困難な事情があると認められるときは、この限りでない。
- 6 有資格事業者が、物品の製造の請負等の告示6の規定に違反した場合において、当該指名停止が別表第2各号のいずれにも該当しないときは、同表第9号（不正又は不誠実な行為）に規定する短期の2分の1の期間（2週間）とする。ただし、やむを得ない困難な事情があると認められるときは、この限りでない。
- 7 指名停止の期間中の有資格事業者について、情状酌量すべき特別な事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び第1項から第4項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 8 別表第2第6号又は第8号の措置要件に係る指名停止の期間が満了した有資格事業者について、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。
- 9 指名停止の期間中の有資格事業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格事業者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の特例）

第5条の2 第4条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

- (1) 談合情報を得た場合又は県の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、県発注の事案において、有資格事業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について別表第2第4号ア又は第6号から第8号までのいずれかに該当した場合

それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

- (2) 別表第2第4号から第8号までのいずれかに該当する有資格事業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若し

くは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 第 1 項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第 96 条の 6 第 2 項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合に係る首謀者（独占禁止法第 7 条の 3 第 2 項の各号に該当する者をいう。）であることが明らかになった場合

それぞれ当該各号に定める短期の 2 倍の期間

- (3) 別表第 2 第 4 号ア、第 5 号又は第 6 号のいずれかに該当する有資格事業者について、独占禁止法第 7 条の 3 第 1 項の適用があった場合

それぞれ当該各号に定める短期の 2 倍の期間

- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 3 条第 4 項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合で、当該関与行為に関し、別表第 2 第 4 号ア、第 5 号、第 6 号又は第 8 号のいずれかに該当する有資格事業者に悪質な事由があるとき

それぞれ当該各号に定める短期に 1 か月加重した期間

- (5) 県職員又は他の公共機関の職員が公契約関係競売等妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第 2 第 7 号又は第 8 号のいずれかに該当する有資格事業者に悪質な事由があるとき

それぞれ当該各号に定める短期に 1 か月加重した期間

（指名停止の通知）

第 6 条 指名停止を行ったときは、直ちに当該有資格事業者に対し、様式第 1 号により通知するものとする。

- 2 第 5 条第 7 項の規定により指名停止の期間を変更したときは、直ちに当該有資格事業者に対し、様式第 1 号の 2 により通知するものとする。

- 3 第 5 条第 9 項の規定により指名停止を解除したときは、直ちに当該有資格事業者に対し、様式第 1 号の 3 により通知するものとする。

- 4 前各項の通知を行ったときは、直ちに、物品調達を所管する契約担任者に対し、それぞれ様式第 2 号、様式第 2 号の 2 又は様式第 2 号の 3 により通知するものとする。

（指名の取消）

第 7 条 契約担任者は、前条第 1 項の規定に基づく同条第 4 項の通知を受けたときにその有資格事業者を現に指名しているときは、当該物品調達の入札執行の前までに指名を取り消すものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 契約担任者は、有資格事業者が第4条第1項及び第2項、第4条の2並びに第5条第1項から第8項の規定により指名停止を受けた場合においては、その期間中当該有資格事業者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、特許等を要する物品を発注する場合において、他に適当な有資格事業者がない場合にあってはこの限りでない。

(下請けの禁止)

第8条の2 契約担任者は、物品の製造の請負契約において、その全部若しくは一部を元請業者が下請をさせる場合、その相手方が指名停止の期間中の有資格事業者であるときは、これを承認しないものとする。

(運用)

第9条 この措置要領の運用にあたり、期間の計算については民法(明治29年法律第89号)の定めによる。

2 その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年3月22日から適用する。

この要領は、平成19年4月2日から適用する。

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

この要領は、平成24年2月21日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年6月17日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年3月22日から施行する。

この要領は、令和7年6月1日から施行する。

別表第1 不正行為に基づく措置要件（第4条関係）

措置要件	期間
（虚偽記載） 1 県発注の物品調達に契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争入札参加資格審査申請書及び一般競争入札参加申請書その他関係資料に虚偽の記載をし、物品調達の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 （安全管理措置の不適切により生じた関係者等の事故） 2 県発注の物品調達に契約担任者と締結した契約の履行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者等に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 （契約不履行等） 3 県発注の物品調達に関して、契約及び契約の履行にあたり、契約に違反するなど、県の契約の相手方として不適当と認められるとき。（下記の行為があった場合に適用する。ただし、その行為が軽微である又はその理由がやむを得ないと認められる場合を除く。） ① 競争入札参加者心得（平成11年12月27日制定）に違反し、物品調達の契約の相手方として不適当であると認められる場合 ② 入札、契約等の事務の執行にあたり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な事務の執行を妨げた場合 ③ 有資格事業者の責により契約の解除を行った場合 ④ 落札したにもかかわらず契約を締結しなかった場合 ⑤ 契約を履行しない場合、又は納期に遅延した場合 ⑥ 過失により契約不適合（種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの）のある物品を納品したと認められる場合	当該認定をした日から 1月以上6月以内 当該認定をした日から 2週間以上6月以内 当該認定をした日から 2週間以上6月以内

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置要件（第4条関係）

措置要件	期間
（贈賄） 1 次のア、イ又はウに掲げる者が、県職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 有資格事業者である個人又は有資格事業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。） イ 有資格事業者である法人の役員（執行役員を含む）又はその支店若しくは営業所（常時物品の調達に関する契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。） ウ 有資格事業者の使用人でイに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）	逮捕又は公訴を確認した日から 4月以上12月以内 3月以上9月以内 2月以上6月以内
2 次のア、イ又はウに掲げる者が、長崎県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴を確認した日から 3月以上9月以内 2月以上6月以内 1月以上3月以内
3 次のア、イ又はウに掲げる者が、長崎県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴を確認した日から 2月以上6月以内 1月以上3月以内 2週間以上2月以内

(独占禁止法違反行為) 4 次のア、イ又はウに掲げる物品調達に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反した場合において、物品調達の契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。 ア 県が発注締結した場合 イ 長崎県内の他の公共機関が発注締結した場合 ウ 長崎県外の他の公共機関が発注締結した場合 5 業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、物品調達の契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号及び次号に掲げる場合を除く。）。 (重大な独占禁止法違反行為) 6 県と締結した物品調達契約に、政府調達に関する協定（平成 7 年 12 月 8 日条約第 23 号。以下同じ。）の適用を受けるものが含まれる場合に、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、刑事告発を受けた場合（有資格事業者である個人、有資格事業者である法人の役員又はその使用人が刑事告発を受け又は逮捕された場合を含む。）。 (公契約関係競売等妨害又は談合) 7 次のア、イ又はウに掲げる物品調達に関し、有資格事業者である個人、有資格事業者である法人の役員又はその使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。 ア 県が発注締結した場合 イ 長崎県内の他の公共機関が発注締結した場合 ウ 長崎県外の他の公共機関が発注締結した場合	当該認定をした日から 3 月以上 12 月以内 2 月以上 12 月以内 2 月以上 12 月以内 当該認定をした日から 2 月以上 12 月以内 刑事告発、逮捕又は公訴を確認した日から 6 月以上 36 月以内 逮捕又は公訴を確認した日から 3 月以上 12 月以内 2 月以上 12 月以内 2 月以上 12 月以内
---	--

(重大な公契約関係競売等妨害又は談合) 8 県と締結した物品調達契約に、政府調達に関する協定の適用を受けるものが含まれる場合に、有資格事業者である個人、有資格事業者である法人の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴を提起されたとき。 (不正又は不誠実な行為) 9 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、県職員又は他の公共機関の職員による不適切な物品経理処理に関与し、その他業務に関し不正又は不誠実な行為をし(ただし、その行為が軽微であると認められる場合を除く。)、物品調達の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 10 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)、刑法(明治40年法律第45号)及び暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の規定による罰金刑を言い渡され、物品調達の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	刑事告発、逮捕又は公訴を確認した日から 6月以上36月以内 当該認定をした日から 1月以上9月以内 当該認定をした日から 1月以上9月以内
--	--

様式第1号（第6条第1項関係）

第 号
年 月 日

（有資格事業者職氏名） 様

長崎県出納局長

長崎県発注の物品調達に係る競争入札参加指名の停止について（通知）

貴社については、当県が発注する物品調達の競争入札参加指名を下記のとおり停止します。

記

1. 指名停止の理由

2. 指名停止期間

自 年 月 日
至 年 月 日（ か月間）

3. その他

様式第1号の2（第6条第2項関係）

第 号
年 月 日

（有資格事業者職氏名） 様

長崎県出納局長

長崎県発注の物品調達に係る競争入札参加指名の停止期間の変更について（通知）

このことについて、下記のとおり指名停止期間の変更を行なうこととしたので通知します。

記

1. 指名停止期間

変更前 年 月 日から 年 月 日まで（ か月間）
変更後 年 月 日から 年 月 日まで（ か月間）

2. 指名停止期間の変更理由

3. その他

様式第1号の3（第6条第3項関係）

第 号
年 月 日

（有資格事業者職氏名） 様

長崎県出納局長

長崎県発注の物品調達に係る競争入札参加指名の停止措置の解除について（通知）

このことについて、下記のとおり指名停止措置を解除することとしたので通知します。

記

1. 指名停止措置の解除の日

年 月 日

2. 指名停止措置解除の理由

3. その他

様式第2号（第6条第4項関係）

第 号
年 月 日

（所属長名） 様

長崎県出納局長（公印省略）

県発注の物品調達に係る競争入札参加指名の停止について（通知）

このたび下記のとおり、有資格事業者について指名停止しましたので通知します。

記

1. 指名停止とした有資格事業者及び期間

商 号
所 在 地
登録番号
期 間 年 月 日 ～ 年 月 日（ か月間）
（取扱： ）

2. 指名停止の理由

3. その他

様式第2号の2（第6条第4項関係）

第 号
年 月 日

（所属長名） 様

長崎県出納局長（公印省略）

県発注の物品調達に係る競争入札参加指名の停止期間の変更について（通知）

このたび下記のとおり、有資格事業者について指名停止期間の変更を行ないましたので通知します。

記

1. 指名停止期間の変更とした有資格事業者

商 号
所 在 地
登録番号 (取扱:)

2. 指名停止の期間

変更前 年 月 日から 年 月 日まで（ か月間）
変更後 年 月 日から 年 月 日まで（ か月間）

3. 指名停止期間の変更理由

4. その他

様式第2号の3（第6条第4項関係）

第 号
年 月 日

（所属長名） 様

長崎県出納局長（公印省略）

県発注の物品調達に係る競争入札参加指名の停止措置の解除について（通知）

このたび下記のとおり、有資格事業者について指名停止措置の解除を行ないましたので通知します。

記

1. 指名停止措置を解除した有資格事業者

商 号

所 在 地

登録番号

（取扱： ）

2. 指名停止措置の解除日

年 月 日

3. 指名停止措置の解除理由

4. その他